

岡崎市産材住宅建設事業費補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、岡崎市産材の利用を促進することにより岡崎市内（以下「市内」という。）の森林整備を推進し、もって林業、木材業及び建築業等の地域産業の活性化を図るとともに、森林の持つ多面的機能を高度に発揮させるため、市内において自らの居住を目的とする一戸建て住宅を、岡崎市産材を用いて新築、増築又は改築（以下「新築等」という。）する者に対し、予算の範囲内において交付する岡崎市産材住宅建設事業費補助金（以下「補助金」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

（規則との関係）

第2条 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「岡崎市産材」とは、森林法（昭和26年法律第249号）その他の法令に定める手続が適切に行われ、市内の森林から伐採されたことを証明する資料が添付できる木材をいう。
- (2) 「主要構造材」とは、別表「岡崎市産材住宅建設事業において「主要構造材」に該当する部材一覧」に掲げる木材をいう。
- (3) 「内装材」とは、床板（加工されたフローリングを含む。）、壁板及び腰板、天井板、階段の踏み板、踏込板、押入れの仕切り板として住宅の内装部分に使用する板材をいう。

（補助対象者）

第4条 補助対象者は、次条に規定する補助対象事業を含む建築工事により新築等される住宅（以下「補助対象住宅」という。）に引き続き居住する者又は居住を予定している者で、住宅建築（工事）請負契約の契約者かつ市区町村税の滞納がない者とする。

- 2 補助対象者で現に補助対象住宅に居住していない者は、補助対象事業完了後、居住が可能となり次第、速やかに当該補助対象住宅に転居

した上で、住民登録を当該補助対象住宅の所在地に異動させるものとする。

- 3 補助金の申請は、次条第7号イの規定による場合を除き、補助対象者1人につき1回限りとする。

(補助対象事業及び要件)

第5条 補助対象となる事業は、住宅を新築等する建築工事のうち、主要構造材又は内装材として岡崎市産材を使用する部分の建築工事とする。また、補助対象住宅は、次の各号の全ての要件に該当するものでなければならない。

- (1) 一戸建て住宅であること。
- (2) 岡崎市産材の使用量が、主要構造材として1 m³以上、又は内装材として使用面積10 m²以上であること（店舗併用住宅の場合においては、店舗部分に使用した岡崎市産材の材積（面積）は積算に含めない。）。
- (3) 新築等の建築工事を委託する場合は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する建設業許可を受けた市内に事業所を有する建築業者により行われること。ただし、建設業法第3条第1項ただし書に規定する軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者の場合は、建設業許可を必要としない。
- (4) 主要構造部分の建築工事においては、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築確認又は岡崎市都市計画区域外における建築行為に関する指導要綱（平成22年12月24日一部改正）第3条第1項に規定する計画概要の届出を要する建築工事であること。
- (5) 新築等に使用される土地が、市内に存するものであり、補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「補助金申請者」という。）の単独名義で不動産登記されていること。ただし、補助金申請者以外の名義又は共有名義で不動産登記されている土地について、土地売買契約等により補助金申請者の所有となることが明らかである場合、又は補助対象住宅の建築用地としての使用承諾を得た場合については、この限りではない。
- (6) 増築又は改築される建物が、補助金申請者の単独名義で不動産登記されていること。ただし、補助金申請者以外の名義又は共有名義で不動産登記されている建物について、建物売買契約等により補助金申請者の所有となることが明らかである場合、又は共有名義で不

動産登記されている建物について、共有名義人から増築又は改築の承諾を得た場合については、この限りではない。

- (7) 補助金の交付を受けようとする年度及び過年度において、補助金の交付を受けていないこと。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

ア 第15条第3項及び第5項の規定により住宅を処分した場合

イ 主要構造部分の建築工事についてのみ補助金の申請を行った後に、年度を跨ぎ、次年度に同一の住宅における内装部分の建築工事について補助金の申請を行う場合（次条において「分割申請」という。）

- (8) 補助金の交付を受けようとする年度及び過年度において、補助金の申請を行っていないこと。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

ア 補助金の申請を行った後に、第8条第1項の規定による不交付の決定があった場合

イ 補助金の申請を行った後に、第8条第1項の規定による交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）を中止又は廃止した場合

- (9) 補助対象事業を行う部分について、介護保険制度、障がい者制度その他の補助制度による住宅改修費の助成等を受けていないこと。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、新築等を使用した岡崎市産材の材積又は面積（小数点第5位以下四捨五入）に次の各号に掲げる単価を乗じて得た額の合計額とする。ただし、補助対象住宅が店舗併用住宅の場合には、店舗部分と住宅部分を隔てている主要構造材の材積については、その材積に2分の1を乗じて得た数値を材積として計上するものとする。

- (1) 主要構造材として使用した場合は、当該主要構造材1㎡当たり2万5千円を乗じて得た額。ただし、30万円を上限額とする。

- (2) 内装材として使用した場合は、当該内装材1㎡当たり5千円を乗じて得た額。ただし、20万円を上限額とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

3 前2項の規定により算出した補助金の額（分割申請にあっては2か年の合算額とする。）は、30万円を上限額とする。

(交付申請)

第7条 補助金申請者は、補助対象事業に着手する14日前までに、岡崎市産材住宅建設事業費補助金交付申請書(様式第1号)(以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 事業場所の位置図
- (3) 事業に係る図面(床面積求積図、各階平面図、立面図等)
- (4) 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認済証の写し。ただし、建設業許可が不要な軽微な建設工事に該当する場合は不要

また、事業場所が岡崎市都市計画区域外である場合は、岡崎市都市計画区域外における建築行為に関する指導要綱第3条第1項に規定する計画概要届出書の写し

- (5) 主要構造材使用量計算書(様式第3-1号)。ただし、補助対象事業が内装部分のみの場合は不要
- (6) 内装材使用量計算書(様式第3-2号)。ただし、補助対象事業が主要構造部分のみの場合は不要
- (7) 事業場所の現況写真
- (8) 事業場所の土地の登記事項が確認できる書類
- (9) 第5条第5号ただし書の規定に該当する場合は、土地売買契約書等の写し又は土地使用承諾書(様式第4号)
- (10) 増築又は改築の場合は、建物の登記事項が確認できる書類
- (11) 第5条第6号ただし書の規定に該当する場合は、建物売買契約書等の写し又は増築(改築)承諾書(様式第5号)
- (12) 住宅建築(工事)請負契約書の写し
- (13) 建築業者の建設業許可書の写し。ただし、建設業許可が不要な軽微な建設工事に該当する場合は不要
- (14) 市区町村税の納税証明書(発行後3か月以内)
- (15) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第8条 市長は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査した上で補助金を交付するか否かを決定し、岡崎市産材住宅建設事業費補助金交付決定通知書(様式第6号)(以下「交付決定通知書」という。)又は岡崎市産材住宅建設事業費補助金不交付決定通知書(様式第7号)

により補助金申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要と認めるときは、交付決定に条件を付することができる。
- 3 補助金申請者は、交付決定通知書の交付を受けた後でなければ補助対象事業に着手してはならない。

（補助事業の変更の承認）

第9条 補助金申請者は、補助事業の内容を変更する場合、補助事業に係る変更箇所に着手する前に、岡崎市産材住宅建設事業費補助金変更承認申請書（様式第8号）に第7条各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、変更が生じない書類については、提出を要しないものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、その旨を岡崎市産材住宅建設事業費補助金変更交付決定通知書（様式第9号）（以下「変更交付決定通知書」という。）により補助金申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による承認をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要と認めるときは、変更交付決定に条件を付することができる。
- 4 補助事業の内容を変更した補助金申請者は、変更交付決定通知書の交付を受けた後でなければ補助事業に着手してはならない。

（補助事業の廃止）

第10条 補助金申請者は、補助事業を廃止しようとするときは、岡崎市産材住宅建設事業廃止届出書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（表示板の設置）

第11条 補助金申請者は、交付決定通知書の交付を受けた日から第13条に規定する補助金の額の確定通知書を受け取る日までの期間において、様式第11号に規定する表示板を、安全を確保した上で事業場所の公道に面する確認しやすい箇所に設置しなければならない。

- 2 前項に規定する表示板は、耐候性に富み、かつ、容易に破損しないものでなければならない。

（実績報告）

第12条 補助金申請者は、補助事業完了の日から起算して14日以内又は当該年度の3月31日（閉庁日の場合は、その直前の開庁日とする。）のいずれか早い日までに、岡崎市産材住宅建設事業費補助金実績報告書（様式第12号）（以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第13号）
- (2) 事業場所の写真（補助事業の施工中、各主要構造材及び内装材の設置状況、表示板の設置状況）
- (3) 図面（出来形図、出来高図等の主要構造材及び内装材の設置状況が確認できる図面）
- (4) 主要構造材使用量計算書（様式第3-1号）。ただし、補助事業が内装部分のみの場合は不要
- (5) 内装材使用量計算書（様式第3-2号）。ただし、補助事業が主要構造部分のみの場合は不要
- (6) 補助事業において使用した木材が岡崎市産材であることを証明する書類のうち、次のいずれかのもの
 - ア 伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書の写し
 - イ 伐採及び伐採後の造林の届出確認通知書の写し
 - ウ 愛知県産材認証機構制度による「あいち認証材」のうち、市内の産出が分かる証明書の写し
 - エ 岡崎市産材であることを証明した納品伝票の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 補助金申請者は、同一の建築工事において、主要構造部分及び内装部分の双方の建築工事について補助金の申請を一括で行う場合、主要構造部分の建築工事が完了した時点で、先に主要構造部分の実績報告を行い、内装部分の建築工事が完了した時点で、内装部分の実績報告を行わなければならない。

（額の確定）

第13条 市長は、実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地での検査を行い、事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、岡崎市産材住宅建設事業費補助金交付額確定通知書（様式第14号）により補助金申請者に通知するものとする。ただし、市長は、前条第2項の規定により主要構造部分と内装部分の実績報告が別々に行われる場合には、すべての審査が完了した時点で、一括して補助金の額を確定し補助金申請

者に通知することができる。

（補助金の交付）

第14条 補助金は、前条に規定する額の確定後、補助金申請者からの請求により交付する。

（補助事業住宅の処分の制限）

第15条 補助金の交付を受けた者は、補助事業を含む建築工事により新築等された住宅（以下「補助事業住宅」という。）について、次項に規定する期間内に転用、譲渡、担保の設定（ただし、新築等に伴う住宅ローンの借入れに必要な場合を除く。）、貸付又は取壊し（以下「処分」という。）をしてはならない。ただし、第3項の規定による承認を受けた場合は、この限りではない。

- 2 補助事業住宅の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）第1条第1項及び第3条に規定する耐用年数又はそれに準ずると認められる年数とする。
- 3 補助金の交付を受けた者は、前項の規定により定められた期間内に補助事業住宅を処分しようとするときは、あらかじめ補助事業住宅処分承認申請書（様式第15号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、その旨を補助事業住宅処分承認通知書（様式第16号）により補助金の交付を受けた者に通知するものとする。
- 5 補助金の交付を受けた者は、自然災害又は火災等が発生し、補助事業住宅の全部又は一部が倒壊、焼失等したことにより緊急に安全確保を行う必要が生じた場合には、第3項に規定する承認を受けることなく、補助事業住宅の全部又は一部の除却（取壊し）を行うことができる。この場合、補助金の交付を受けた者は、補助事業住宅除却（取壊し）届出書（様式第17号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（状況確認）

第16条 市長は、事前に通告を行った上で、補助金の交付を受けた者の立会いの下、補助事業住宅に立ち入り、維持管理の状況を確認することができる。

- 2 補助金の交付を受けた者は、前項の規定による状況確認に協力しなければならない。

3 補助金の交付を受けた者は、市長が必要と認めるときは、補助事業住宅建設状況報告書（様式第18号）に次に掲げる書類を添えて速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業場所の位置図
- (2) 状況写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

（交付決定の取消し）

第17条 市長は、前条に規定する状況確認の結果、補助金の交付を受けた者又は補助事業住宅が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付を受けた者に岡崎市産材住宅建設事業費補助金交付決定取消通知書（様式第19号）により通知した上で、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助対象住宅の要件に反する行為又は事実があったとき。
- (3) 補助事業住宅を故意に破壊する等の行為があったとき。
- (4) 第15条第3項に規定する承認を受けることなく、補助事業住宅を処分したとき。
- (5) 前条第1項に規定する状況確認又は同上第3項に規定する補助事業住宅建設状況報告書の提出を、正当な理由なく拒んだとき。

（補助金の返還）

第18条 市長は、補助金の交付を受けた者が、第15条第3項に規定する承認を受けて補助事業住宅を処分したことにより収入があったときは、交付を受けた補助金の額の範囲内において、その収入の全部又は一部に相当する金額を返還させることができる。

2 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金の交付を受けた者に対し、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（雑則）

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成25年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（別表）岡崎市産材住宅建設事業において「主要構造材」に該当する部
材一覧

	部材名称		部材名称
1	棟木	14	梁
2	母屋	15	火打梁
3	垂木	16	桁
4	吊木	17	胴差し
5	小屋束	18	下地板
6	小屋梁	19	土台
7	隅木	20	火打土台
8	野地板	21	大引き
9	通柱	22	根太
10	管柱	23	床束
11	間柱	24	まぐさ
12	筋違い	25	窓台
13	貫		